

令和 6 年

市議会 3 月定例会議案参考資料



知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第5号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する通勤手当の月額は、5万5,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める。<u>ただし、第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)</u>の通勤手当の月額は、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じるものとする。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第15条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する通勤手当の月額は、5万5,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める。</p>

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第6号、参考資料)

改正後	改正前
<p>知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、<u>夜間勤務報酬、期末手当及び勤勉手当並びに</u>費用弁償を支給する。</p> <p>3 前2項に規定する報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償は、他の条例に規定する場合のほか現金で支給しなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員で、9月30日及び3月31日（<u>以下この項においてこれらの日を「基準日」という。</u>）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。<u>次条第1</u></p>	<p>知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、<u>夜間勤務報酬及び期末手当並びに</u>費用弁償を支給する。</p> <p>3 前2項に規定する報酬、期末手当及び費用弁償は、他の条例に規定する場合のほか現金で支給しなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員で、9月30日及び3月31日（<u>以下「基準日」という。</u>）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分</u></p>

改正後	改正前
<p>項第2号において同じ。)に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p><u>第7条の2 会計年度任用職員(市長が規則で定める者を除く。)</u>には、次に定めるところにより、<u>勤勉手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員で、9月30日及び3月31日(以下この号においてこれらの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の翌月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>(2) <u>勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第21条の規定の例による。</u></p> <p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 月額により報酬が定められている会計年度任用職員に前2項の規定により第2条第1項に規定する報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その計算期間の現日数から当該会計年度任用職員について定められた<u>週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>	<p><u>の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2 略</p> <p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 月額により報酬が定められている会計年度任用職員に前2項の規定により第2条第1項に規定する報酬を支給する場合であって、計算期間の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その計算期間の現日数から当該会計年度任用職員について定められた<u>週休日の日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p>

知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正案新旧対照表（附則第3条関係）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（知立市会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）第2条第1項に規定する報酬に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）第2条第1項に規定する報酬に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案新旧対照表（附則第4条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 知立市職員の給与に関する条例(昭和45年知立市条例第38号。以下「給与条例」という。)第20条第1項又は<u>知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年知立市条例第27号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。)</u>第7条第1項第1号に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>給与条例第21条第1項又は会計年度任用職員報酬等条例第7条の2第1項第1号</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、<u>会計年度任用職員報酬等条例</u>第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 知立市職員の給与に関する条例(昭和45年知立市条例第38号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、<u>知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年知立市条例第27号)</u>第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して支給する。</p>

171

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第7号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>3 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>3 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
<p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15</p>	<p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</p>



改正後	改正前
<p>条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略 （特別土地保有税の減免）</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3 略</p>	<p>第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略 （特別土地保有税の減免）</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>3 略</p>

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前																																														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350</u></td> <td style="text-align: center;">14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,320</u></td> <td style="text-align: center;">14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
階級		勤務年数																																													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200																																												
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																																												
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																																												
階級	勤務年数																																														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200																																												
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																																												
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>																																												

知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第9号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休所日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て<u>利用時間若しくは休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第6条 かとれあワークスを利用することができる者(以下「対象者」という。)は、在宅の精神障害者又は知的障害者であって、<u>原則として本市に住所を有するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、在宅の精神障害者又は知的障害者であって、刈谷市、高浜市又は東浦町に住所を有するものを対象者として定めることができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休所日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て<u>臨時に利用時間及び休所日を変更することができる。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第6条 かとれあワークスを利用することができる者(以下「対象者」という。)は、在宅の精神障害者又は知的障害者であって、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>原則として本市に住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>かとれあワークスへの通所が可能であること。</u></p> <p>(3) <u>主治医の了解があること。</u></p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第10号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・</u></p>	<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第11号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）は、<u>法第43条</u>に規定する児童発達支援センターとして、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (利用者の範囲)</p> <p>第4条 ひまわり園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号及び<u>第4号</u>に係る事業 市内に住所を有する児童及びその保護者その他市長が必要と認める者</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 第3条第1号又は<u>第2号</u>に掲げる事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (費用の負担)</p> <p>第9条 第3条第1号又は<u>第2号</u>に掲げる事業に係る利用の許可を受けた者は、市長の指定する日までに当該事業に係る費用の額を納付しなければ</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）は、<u>法第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型</u>児童発達支援センターとして、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 一時預かりに関する事業</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (利用者の範囲)</p> <p>第4条 ひまわり園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号及び<u>第5号</u>に係る事業 市内に住所を有する児童及びその保護者その他市長が必要と認める者</p> <p><u>(4) 前条第4号に係る事業 次条第1項の規定により前条第1号に掲げる事業の利用の許可を受けた者の児童のうち、保護者の就労その他の規則で定める事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となったもの</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 第3条第1号、<u>第2号</u>又は<u>第4号</u>に掲げる事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (費用の負担)</p> <p>第9条 第3条第1号、<u>第2号</u>又は<u>第4号</u>に掲げる事業に係る利用の許可を受けた者は、市長の指定する日までに当該事業に係る費用の額を納付しな</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>2 <u>前項の費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に定める額とする。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>2 <u>第3条第1号又は第2号に掲げる事業に係る費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に定める額とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第4号に掲げる事業に係る費用の額は、30分以内の利用にあっては100円とし、30分を超える利用にあっては100円にその超える時間30分以内ごとに100円を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、第2項の費用の額が0円となる者からは、前項に掲げる費用を徴収しない。</u></p>

知立市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第12号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,900円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,800円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>103,600円</u></p>	<p>(保険料)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>22,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>36,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>44,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,900円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>72,500円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>83,700円</u></p>



改正後	改正前
<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>117,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>131,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>145,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、<u>次号イ、</u></p>	<p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>94,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>100,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>106,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当す</p>

改正後	改正前
<p>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> 158,900円</p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> 165,800円</p> <p>ア <u>合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(14) <u>次のいずれかに該当する者</u> 172,800円</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(15) <u>次のいずれかに該当する者</u> 179,700円</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号</u></p>	<p>る者を除く。)</p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 111,600円</p>

改正後	改正前
<p><u>イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(16) <u>次のいずれかに該当する者 186,600円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</u></p> <p>(17) <u>前各号のいずれにも該当しない者 193,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、<u>19,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「<u>19,600円</u>」とあるのは、「<u>33,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,600円</u>」とあるのは、「<u>47,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ</u>に該当するに至</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、<u>11,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「<u>11,100円</u>」とあるのは、「<u>22,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「<u>11,100円</u>」とあるのは、「<u>33,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当す</p>

改正後	改正前
<p>った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第16号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>るに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第11号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

知立市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第13号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第9条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人(その役員のうち暴力団員等があるものを除く。)又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第64条第1号ハ</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件)</p> <p>第9条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人(その役員のうち暴力団員等があるものを除く。)又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p>

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第14号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.32</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.44</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万8,700円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>2万1,000円</u></p>	<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>1万6,800円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>1万500円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>8,400円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,750円</u>            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.72</u>を乗じて算定する。            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u>            (2) 特定世帯 <u>3,850円</u>            (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u>            (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.29</u>を乗じて算定する。            (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。            (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。            (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える</p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万2,600円</u>            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.36</u>を乗じて算定する。            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万円</u>とする。            (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,100円</u>            (2) 特定世帯 <u>3,550円</u>            (3) 特定継続世帯 <u>5,325円</u>            (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.28</u>を乗じて算定する。            (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,700円</u>とする。            (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,800円</u>とする。            (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える</p>

改正後	改正前
<p>場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2万90円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,700円</u></p>	<p>場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万6,940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,760円</u></p>



改正後	改正前
<p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,025円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,820円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,695円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万4,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万500円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>5,880円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,820円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,970円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,485円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,728円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,190円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,060円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万2,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u></p>

改正後	改正前
<p>(イ) 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,925円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,740円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,550円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,775円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,663円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,850円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,900円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,840円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,360円</u></p>

改正後	改正前
<p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,520円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,520円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,305円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,175円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,480円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>1,680円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,520円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,420円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>710円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,065円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,340円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,630円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,050円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,680円</u></p>

改正後	改正前
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万4,350円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,890円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,100円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,500円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p><u>(被保険者均等割額の減額の特例)</u></p> <p>15 <u>当分の間、第23条第1項第1号ア中「1万6,940円」とあるのは「1万7,666円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「7,300円」と、同号オ中「8,190円」とあるのは「8,541円」と、同項第2号ア中「1万2,100円」とあるのは「1万3,310円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「5,500円」と、同号オ中「5,850円」とあるのは「6,435円」と、同項第3号ア中「4,840円」とあるのは「6,776円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「2,800円」と、同号オ中「2,340円」とあるのは「3,276円」と、同条第2項第1号ア中「3,630円」とあるのは「3,267円」と、同号イ中「6,050円」とあるのは「5,445円」と、同号ウ中「9,680円」とあるのは「8,712円」と、同項第2号ア中「1,500円」とあるのは「1,350円」と、同号イ中「2,500円」とあるのは「2,250円」と、同号ウ中「4,000円」とあるのは「3,600円」とする。</u></p>

## 国民健康保険税条例の概要について

## 改正内容

国民健康保険税の税率を改正し、基礎課税額を引き上げ、法定軽減適用後に均等割額の1割軽減措置を廃止するもの

(1) 税率 「令和6年度国民健康保険税改正額一覧表」のとおり。

(2) 影響額等

## ① 基礎課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	718,396,254 円	843,528,275 円	125,132,021 円
1人あたり賦課額	69,835 円	81,999 円	12,164 円

## ② 後期高齢者支援金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	300,871,182 円	350,564,837 円	49,693,655 円
1人あたり賦課額	29,248 円	34,078 円	4,831 円

## ③ 介護納付金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	105,805,105 円	111,452,806 円	5,647,701 円
1人あたり賦課額	10,285 円	10,834 円	549 円

## ④ 計 (①+②+③)

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	1,125,072,541 円	1,305,545,918 円	180,473,377 円
1人あたり賦課額	109,368 円	126,912 円	17,544 円

※ 令和6年2月時点における被保険者数(10,287人)及び令和5年度課税所得により推計。

※ 1人あたり賦課額は、小数点以下の端数処理をしているため合計と一致しない場合があります。

令和6年度国民健康保険税改正額一覧表

基礎課税額	変更後本則				変更後附則				変更前本則				変更前附則				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	6.32%								5.44%								
均等割	28,700	20,090	14,350	5,740	附則廃止				24,200	16,940	12,100	4,840	24,200	17,666	13,310	6,776	
均等割子ども	14,350	4,305	7,175	11,480					12,100	3,630	6,050	9,680	12,100	3,267	5,445	8,712	
平等割	普通世帯	21,000	14,700	10,500					4,200	16,800	11,760	8,400	3,360	← 本則と同じ			
	特定世帯	10,500	7,350	5,250					2,100	8,400	5,880	4,200	1,680				
	特定継続世帯	15,750	11,025	7,875					3,150	12,600	8,820	6,300	2,520				
賦課限度額	650,000								650,000								

後期高齢者支援金課税額	変更後本則				変更後附則				変更後本則				変更後附則				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	2.72%								2.36%								
均等割	12,600	8,820	6,300	2,520	附則廃止				10,000	7,000	5,000	2,000	10,000	7,300	5,500	2,800	
均等割子ども	6,300	1,890	3,150	5,040					5,000	1,500	2,500	4,000	5,000	1,350	2,250	3,600	
平等割	普通世帯	7,700	5,390	3,850					1,540	7,100	4,970	3,550	1,420	← 本則と同じ			
	特定世帯	3,850	2,695	1,925					770	3,550	2,485	1,775	710				
	特定継続世帯	5,775	4,043	2,888					1,155	5,325	3,728	2,663	1,065				
賦課限度額	220,000								220,000								

介護納付金課税額	変更後本則				変更後附則				変更後本則				変更後附則			
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
所得割	2.29%								2.28%							
均等割	12,600	8,820	6,300	2,520	附則廃止				11,700	8,190	5,850	2,340	11,700	8,541	6,435	3,276
平等割	7,000	4,900	3,500	1,400					5,800	4,060	2,900	1,160	← 本則と同じ			
賦課限度額	170,000								170,000							



令和 6年 2月 2日

知立市長 林 郁夫 様

知立市国民健康保険運営協議会

会 長 清水 辰夫



知立市国民健康保険税の改正について (答申)

令和5年10月5日付け知国第111号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1. 国民健康保険税の改正について

(審議結果)

(1) 課税額 (税率等) の検証について

令和6年度の国民健康保険税額を以下のとおりとするのが適当です。

(医療分)

- ・ 所得割率 100分の5.44を100分の6.32に
- ・ 被保険者均等割額 24,200円を28,700円に
- ・ 世帯別平等割額 16,800円を21,000円に

(後期高齢者支援金分)

- ・ 所得割率 100分の2.36を100分の2.72に
- ・ 被保険者均等割額 10,000円を12,600円に
- ・ 世帯別平等割額 7,100円を7,700円に

(介護分)

- ・ 所得割率 100分の2.28を100分の2.29に
- ・ 被保険者均等割額 11,700円を12,600円に
- ・ 世帯別平等割額 5,800円を7,000円に改める

令和6年3月31日の地方税法施行令の改正により国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準が引き上げられる見込であることから、所得の基準を以下のように引き上げるのが適当です。

- ① 5割軽減の対象となる所得の基準 被保険者等の数に乗すべき金額を29万円から29.5万円に改める。
- ② 2割軽減の対象となる所得の基準 被保険者等の数に乗すべき金額を53.5万円から54.5万円に改める。

#### (2) 課税限度額について

令和6年3月31日の地方税法施行令の改正により国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に引き上げられる見込であることから、課税限度額を以下のように引き上げるのが適当です。

- ① 後期高齢者支援金等課税額課税限度額 220,000円を240,000円に改める。

#### (検討内容)

令和6年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果にて県より示された納付金額は昨年度に比べ約1,800万円の増加となります。直近5年分の事業費納付金の増加を計算しますと、1.1%の上昇率となります。年々被保険者数も減少してきている現状を踏まえると、これまで基金の繰入により、国民健康保険事業の安定的な運営を図ってきましたが、令和5年度において基金が枯渇する見込であるため、令和6年度以降はさらなる保険税の賦課が必要となります。

安定的な運営を図るために令和6年度の1年で保険税率を引き上げるには、被保険者への急激な負担を強いることとなるため、令和6年度、令和7年度において保険税率を引上げをすることが妥当と判断しました。

また、激変緩和措置として、令和6年度に愛知県より借入を行うことは、令和8年度以降の被保険者へ返済を強いることとなるため、一般会計からの繰入れも必要と考えます。令和6年度は借入または繰入による補填に加え、税率、均等割額及び平等割額を概ね15%引き上げる必要があると判断しました。



また、課税限度額については、令和3年度の答申に則り、地方税法施行令の改正に合わせて、速やかに適用する必要があると判断しました。

なお、令和3年度より検討しておりました、法定軽減適用後に均等割り額を1割軽減する措置を、令和4年度答申に則り、令和5年度をもって廃止するのが適当であると判断しました。

## 2 附帯意見

令和7年度以降の税率については赤字補てんの繰入をしないことを前提としつつ、状況を見ながら協議が必要であると考えます。

平成30年度より国民健康保険制度の改正が行われ、6年が経過しました。国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。

今後においても逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。

知立市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、所有者等及び市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、<u>適切な管理が行われていない空家等の改善又は解消を図り、もって市民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、<u>管理不全空家等、特定空家等その他の適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供しよう努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、所有者等及び市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、<u>管理不全状態にある空家等の改善又は解消を図り、もって市民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市民等</u> <u>市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</u></p> <p>(2) <u>管理不全状態</u> <u>空家等についての次のいずれかの状態をいう。</u></p> <p>ア <u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</u></p> <p>イ <u>著しく衛生上有害となるおそれのある状態</u></p> <p>ウ <u>適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</u></p> <p>エ <u>その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</u></p> <p>2 略</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民等は、<u>管理不全状態にある空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供しよう努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(<u>管理不全空家等及び特定空家等の認定</u>)</p> <p>第7条 市長は、空家等が<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に該当すると認めるときは、当該空家等を<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に認定するものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(知立市空家等対策協議会への意見の聴取)</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定による認定、<u>法第13条第2項又は第22条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、前条第1項の規定による公表又は<u>法第22条第9項</u>の規定による代執行を行おうとするときは、知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）に規定する知立市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(特定空家等の認定)</p> <p>第7条 市長は、空家等が<u>市が別に定める基準に照らして特定空家等</u>に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等に認定するものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(知立市空家等対策協議会への意見の聴取)</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定による認定、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、前条第1項の規定による公表又は<u>法第14条第9項</u>の規定による代執行を行おうとするときは、知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）に規定する知立市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。</p>

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第16号、参考資料)

改正後						改正前					
別表（第2条－第4条関係）						別表（第2条－第4条関係）					
執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期	執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	略					市長	略				
	知立市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第7条第1項</u> の規定に基づく空家等対策計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を調査審議すること。	略				知立市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第6条第1項</u> の規定に基づく空家等対策計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を調査審議すること。	略		
	略						略				
	略						略				

知立市水道事業の設置に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第17号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第18号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しは、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

## 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
2027	内幸町山町2号線	内幸町平田	山町南引馬野	571.6	3.7~8.5	知立駅付近連続立体交差事業関連
合計	1路線			571.6		

## 認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1283	八橋町114号線	八橋町登城	八橋町登城	349.7	6.0~10.2	民間土地開発事業
1284	八橋町115号線	八橋町登城	八橋町登城	95.1	6.0~10.4	民間土地開発事業
1285	八橋町116号線	八橋町登城	八橋町登城	25.1	5.0~7.2	民間土地開発事業
1286	山町28号線	山町八ツ田道西	山町八ツ田道西	63.1	6.0~8.0	知立駅付近連続立体交差事業関連
1287	山町29号線	山町山	山町南引馬野	151.2	5.0~15.7	知立駅付近連続立体交差事業関連
1288	山町30号線	山町大林	山町大林	47.2	6.0~8.1	山町道路新設事業
2369	内幸町9号線	内幸町平田	内幸町平田	382.8	3.8~8.5	知立駅付近連続立体交差事業関連
2370	内幸町山町3号線	内幸町平田	山町南引馬野	164.8	4.6~6.0	知立駅付近連続立体交差事業関連
3499	弘法町11号線	弘法町小針下	弘法町小針下	127.5	5.0~10.2	民間土地開発事業
合計	9路線			1,406.5		



